

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。	
1. 件名	青蓮寺ダム湖周辺公園維持管理業務委託
2. 発注室	都市整備部 維持管理室
3. 業務概要・契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
	公園・緑地N=4箇所 除草工 機械除草(年2回) 植木管理 低木剪定(年1回) 清掃工 園地掃除(年12回) 便所掃除(年52回)
4. 場所	名張市 青蓮寺 地内
5. 契約予定日	令和8年4月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有する者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。